

国民健康保険国庫負担金等の減額措置の 全面的廃止を求める意見書

2018年度から国は、現物給付方式で子ども医療費の助成を行っている自治体に対する国民健康保険国庫負担金等の減額措置を小学校入学前までについて廃止した。ペナルティー制度は厳しい財政事情のもとでも医療費の助成を行い、子育てしやすい環境づくりに努力している地方自治体の取り組みの障害となっていた。この廃止は、全国知事会をはじめ地方団体から強く要求されていたものでもある。

子どもの医療費助成は、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、全ての都道府県において乳幼児医療費無料化を含む様々な助成制度を実施している。しかし、厳しい財政状況の中での地方単独事業であるため、結果として助成対象年齢、所得制限・一部負担の有無、「現物給付」と「療養費払い」等、地域間格差が生じている状況となっている。

よって、本市議会は、以下の点について国に強く要望する。

記

1. 国においては、国民健康保険国庫負担金等の減額措置の全面的廃止を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛